

1 民生委員・児童委員及び主任児童委員とは

(1) 委嘱について

都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣から委嘱されます。(民生委員法第5条)
また、民生委員は、児童福祉法により、児童委員を兼ねることとなっており、(児童福祉法第16条第2項)民生委員・児童委員となります。
また、児童福祉に関わる業務を専門的に担当する主任児童委員(同法第16条第3項)が設置されています。(主任児童委員が地区のリーダーというわけではありません)
現在、上田市では、市内を22地区に分け、民生委員・児童委員が307人、主任児童委員が26人配置されていますが、定数は、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定めること(民生委員法第4条)となっております。
改選にあたって、現行どおりの配置基準の333人を県に要望しています。

(2) 身分について

「非常勤特別職地方公務員」とされています。なお、民生委員・児童委員の職務に対する給与はありません。ただし、活動の実費として県から市を通じて活動費が支給されます。
(裏面の「3」参照)

(3) 役割について

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めることとされています(民生委員法第1条)

(4) 活動の基本(民生委員法第14条) 活動対象となるのは自治会非加入者も含みます。

- ア 社会調査:担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。
- イ 相 談:地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に応じます。
- ウ 情報提供:社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- エ 連絡通報:住民が個々の福祉需要に応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、社会福祉施設、関係団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。
- オ 調 整:住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。
- カ 生活支援:住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくります。
(例)家族が留守の際、近所やボランティアグループと連携して、高齢者の見守り等の支援に取り組んだ。
(例)高齢者や子育て中の親子等を、地域で孤立しないよう「居場所づくり・仲間づくり」などを目的とする「サロン活動」に誘って一緒に参加した。
- キ 意見具申:活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員・児童委員協議会を通じて関係機関等に意見を提起します。

(5) 任 期 3年間 (次期の委員任期:令和4年12月1日から令和7年11月30日まで)

(裏面もあります)

2 民生委員・児童委員及び主任児童委員 1人あたりの活動状況(年間)

活動区分	民生委員・児童委員全体	
	民生委員・児童委員全体	うち主任児童委員
1、訪問・連絡活動回数	95.5回	3.0回
2、相談・支援回数	17.5件	12.3件
3、相談・支援以外の活動件数	58.8件	58.7件
4、連絡調整回数	31.4件	24.4回
5、年間の活動日数	24.9日	20.9日

(令和2年度福祉行政報告例:上田市)

※上記はコロナ禍での活動回数です。状況にもよりますが、通常時は上記の1.5倍～2倍程度の活動回数が想定されます。

【活動区分の内容】

1、訪問・連絡活動

見守り、声かけ等のため、高齢者・障がい者・子育て家庭等への訪問や、電話連絡を行った回数

2、相談・支援回数

個人や世帯からの直接の相談のほか、関係機関・団体と協力して個人や世帯への支援の取り組み件数

3、相談・支援以外の活動件数

地域福祉活動、学校行事や地域における行事への参加、行政等からの依頼や民児協独自で行う支援世帯の調査・状況把握、要保護児童発見の通告・仲介、民児協運営に関わる活動件数

4、連絡調整回数

委員相互や、行政、社会福祉協議会、社会福祉施設、児童相談所、学校等の関係機関との連絡調整を行った回数

3 民生委員・児童委員活動費等(年額)

種別	委員ひとり当たり	地区会長ひとり当たり	備考
長野県活動費	60,200円	60,200円	県から市を通じて支給 (例年11月頃)
	—	11,920円	
上田市福祉委員※ 報酬	60,200円	60,200円	委員報酬として支給 (例年3月頃)
	—	11,920円	
合計	120,400円	144,240円	

※上田市福祉委員とは

民生委員・児童委員をもって市長が委嘱し、任期は民生委員・児童委員の任期によるもの。
職務は、社会福祉の関する調査及び研究に関する事及び市長が必要と認めた事とする。